宮崎市移住支援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において宮崎市移住・定住支援事業による移住支援給付金を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年９月１日規則第19号）、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年７月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（交付金額）

第２条　移住支援給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　２人以上の世帯　１世帯当たり１００万円（１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は２００万円とする。）

（２）　単身世帯　６０万円

　（交付要件）

第３条　移住支援給付金の交付の対象となる者は、県要領第５の１（１）に定める要件を満たす者で宮崎市に転入した者とする。

　ただし、県要領第５の１（１）③のテレワークに関する要件については、次の各号に定める要件の全てに該当すること。

（ア）所属企業等と週20時間以上の無期雇用契約（これに類する雇用形態と市長が認めるものを含む）に基づいて就業している者または個人事業主

（イ）勤務先部署の所在地が移住前の所在地と同一であること

　（交付の申請及び実績報告）

第４条　移住支援給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮崎市移住支援給付金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから１年以内の間に、市長に提出するものとする。

　（１）写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）

　（２）本市に転入する前住所地の住民票除票(２人以上の世帯にあっては、申請

者を含む２人以上の世帯員のもの)及び戸籍の附票の写し。この場合において、前住所地の住民票除票で移住元に関する要件を満たすことが確認できる場合は、戸籍の附票の写しの提出を省略することができる。

（３）宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことの誓約及び個人情報を警察機関へ照会することを同意する誓約兼同意書（様式第２号）

　（４）マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合の就業証明書（様式第３号１）、自己の意思により移住し移住元での勤務先の業務を引き続き行う場合の就業証明書（様式第３号２）又は起業支援金の交付決定を受けた場合の起業支援金の交付決定通知書

（５）県外の大学等に通学し、県外の企業等へ就職した者は、卒業証明書等及び県外で勤務していた企業等の就業証明書等

　（６）移住支援給付金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（７）マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合の東京23区で勤務していた企業等の就業証明書、起業支援金の交付決定を受けた場合の開業届出済証明書及び個人事業等の納税通知書

（８）その他、交付要件を確認するため市長が必要と認める書類

なお、申請受付期間は各年度の２月２０日までとする。

　（交付決定及び額の確定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援給付金の交付が適当であると認めるときは宮崎市移住支援給付金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第４号）により、不適当と認めるときは宮崎市移住支援給付金不交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（移住支援給付金の交付）

第６条　市長は、前条の規定により移住支援給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して３か月以内又は２月末のいずれか早い期日までに移住支援給付金を交付するものとする。

　（変更等の報告）

第７条　支援対象者は、県要領第５の１（１）に定める要件に該当しなくなったとき又は県要領第５の１（２）に定める移住支援給付金の返還要件に該当するとき

は、速やかに宮崎市移住支援給付金交付に関する変更等報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

　（報告及び立入調査）

第８条　市長は、宮崎市移住・定住支援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき又は宮崎県知事から宮崎県移住支援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、宮崎県移住支援事業及び宮崎市移住・定住支援事業に関する報告徴収又は立入調査を、宮崎県知事と共同して行うものとする。

（返還請求）

第９条　市長は、移住支援給付金の交付を受けた者が県要領第５の１（２）に定める移住支援金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住支援給付金の交付を受けた者に対し、宮崎市移住支援給付金返還請求書（様式第７号）により、移住支援給付金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りでない。

　（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、移住支援給付金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和元年１０月１５日から施行する。

　ただし、第３条については、令和元年７月２２日に遡及して適用する。

　  附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和元年７月２２日から令和２年３月３１日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1)　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京23区に在住していたこと。

(2)　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す３か月前の時点において、連続して５年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して５年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年４月１日から令和３年３月３１日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)　住民票を移す直前の10 年間のうち、通算５年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(2)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23 区内への通勤の期間については、住民票を移す３ケ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに転入した者への交付金額については、以下のとおりとする。

移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあたっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。

附 則

１ この要綱は、令和４年５月２６日から施行する。

２ 令和３年４月１日から令和４年５月２５日までに転入した者のテレワークの要件については、なお従前の例による。

附　則

　　この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

１ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２ 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに転入した者への交付金額

については、以下のとおりとする。

移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円（１８歳未

満の世帯員を帯同して移住する場合は１３０万円）、単身の申請の場合に

あっては６０万円とする。

　　　附　則

　　１ この要綱は、令和５年６月２３日から施行し、同日以降に転入した者に適

用する。

　　２ 令和５年６月２２日以前に転入した者の各要件については、以下に記載するものを除き、改正後の県要領のとおりとする。

　　（１）移住先に関する要件

　　　　　県要領第５の１（１）①（イ）Ｃについては、「移住支援金の申請時におおいて、転入後３カ月以上１年以内であること。」とする。

　　（２）就職に関する要件

　　　　①　一般の場合

　　　　　県要領第５の１（１）②１）（オ）については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて２（１）に示す対象事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して３か月以上在職していること。」とする。

　　　　②　専門人材に関する要件

　　　　　県要領第５の１（１）②２）（イ）については、「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。」とする。

　　　　③　世帯に関する要件

　　　　　県要領第５の１（１）⑥２）（イ）については、「申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。」とする。